

技術資料作成要領

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	令和3年度 加整委 第5号
工事名	加太開発整備事業(5号用地)管理用通路測量設計業務
工事場所	和歌山市加太地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
最低制限価格	
支払条件	
契約の保証	

入札書等の提出方法等	
	入札公告を参照のこと

技術資料の様式及び提出方法	
	技術資料の様式は、技術資料作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
ア	技術資料提出書(様式1)
イ	同種業務等の実績(様式2)
ウ	所属技術者(様式3)
	様式のサイズはA4判縦(A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。)とし、各1部を提出するものとする。
	技術資料は技術資料提出書(様式1)に記載のある順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
	発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術資料を書面により提出しなければならないものとする。

技術資料の内容に関する留意事項	
同種業務等の実績	
ア	平成23年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した土木関係建設コンサルタント業務の受注実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。 土木関係建設コンサルタント業務の受注実績がなく、一般業務認定審査部会で土木関係建設コンサルタント業務の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は、様式2に代えて業務実績同等能力認定通知書の写しとすることができる。
イ	記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し(業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの)、発注者が発行する実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)、受領書が付いた業務カルテ等の書類を添付すること。
所属技術者	
ア	技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有する者(以下「技術士」という。)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者(以下「技術管理者」という。)、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第1項第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ(以下「RCCM」という。)資格試験に合格した者のいずれか1名を様式3に記載すること。
イ	記載した技術者の資格が確認できる資料として、技術士登録証、技術士登録等証明書、建設コンサルタント技術管理者認定通知書、RCCM登録証又はRCCM資格試験合格証の写しを添付すること。

ウ	記載した技術者の常勤性が確認できる資料として下記のいずれかの写しを添付すること。
a	健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)
b	住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
c	社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書(事業主通知用)と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
d	雇用保険に加入できない者については、申請日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

苦情申し立て	
	<p>建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領第22条を参照のこと。 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒641-0024 和歌山県和歌山市和歌浦西2丁目1番22号 和歌山県土地開発公社 電話番号 073-448-1832 Fax 073-448-1836</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	入札書等、技術資料及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術資料に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。
	提出された技術資料は、返却しない。